

税理士法人 城合同会計事務所

所長 飯塚 敏勝 / 副所長 藤田 和久

神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階

●近畿税理士会所属

☎078-391-1911

高見税務会計事務所

代表税理士 高見 悟

神戸市灘区深田町4-1-1 ウエルブ六甲道2番街3階
(JR「六甲道」駅南口)
●近畿税理士会所属

☎078-821-6433

税理士法人

税理士7名在籍

佐藤会計事務所 神戸事務所 小野事務所

代表税理士 豊田 智美

●近畿税理士会所属

〈神戸事務所〉神戸市中央区磯辺通2-2-10
ワンノットトレーズビル8F

●近畿税理士会所属

☎078-251-6721 (神戸事務所)

あなたの街の

コラムご掲載頂く
事務所様募集中!!



お問い合わせは 株宣通 052(979)1602

A ① 历年課税：历年課税とは、历年ごとに贈与額に対し累進税率を適用し、基礎控除110万円内であれば贈与税は掛からないという課税制度ですが、相続時には死前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税する制度で、贈与税について主に次の2点が変更されます。

Q ② ①历年課税についての法律が改正されると聞きました。詳しく教えてください。

①历年課税：历年課税の制度は、贈与時に、軽減、簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2500万円までは非課税、2500万円を超えた部分に一律20%課税）し、相続時には累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税する制度です。この制度は历年課税のようないくつかの問題があります。贈与時に固定されるという難点がありましたが、この点について、現行の历年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が

②相続時精算課税制度：この制度は、贈与時に、軽減、簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2500万円までは非課税、2500万円を超えた部分に一律20%課税）し、相続時には累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税する制度です。この制度は历年課税のようないくつかの問題があります。贈与や相続についての税金は複雑ですので、お気軽に近くの専門家までご相談ください。

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所で、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも日頃から密接に連携しており、いわゆる「ワンストップサービス」を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医療等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応ではなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。



城合同会計事務所
飯塚 敏勝 氏
(近畿税理士会所属)

企画・制作/(株)宣通
TEL.(052)979-1602

広告

知って得する 税の寺子屋

になつておりました。この暦年贈与の戻し期間について、相続開始前3年間から4年に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われます。

災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われます。また、この制度の適用を受ける場合には、暦年課税との選択制となるため、制度適用には慎重な検討が必要かと思われます。